

平成30年3月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年3月30日(金曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室1

3. 出席委員 13名

1番 吉永 義量	2番 貞廣 誠也	3番 石崎 久雄
4番 川田 忠宏	5番 関川 裕二	6番 岡村 俊彰
7番 清藤 紀嘉		9番 佐藤 幸男
	13番 松本 勇	
		15番 西笛 勤
16番 池田 佳代	17番 吉永 まり子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 5名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について（受付番号12～21）	
議案第2号	あっせん申し出について	2件
議案第3号	非農地証明願	1件
議案第4号	農用地区域変更協議内容一覧表	5件
議案第5号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 3 月定例会を開催します。本日の出席委員は 13 名であります。欠席者は 5 名です。出席委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は川田忠宏委員と関川裕二委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 12～21）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今日は 10 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 12 番ですが、大字西分字横耳甲 5892 番地で地目は田、面積は 1,504 m²、甲 5893 番地で地目は田、面積は 495 m²、甲 5894 番地で地目は田、面積は 1,093 m²、甲 5895 番地で地目は田、面積は 492 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H29 年 9 月 1 日から H39 年 8 月 31 日までの 10 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 13 番ですが、大字和食字鷲ヶ森甲 1693 番地 1 で地目は田、面積は 1,607 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。所有権移転で売買対価は 2,187,000 円で、移転時期は平成 30 年 4 月 13 日の予定です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 14 番ですが、大字和食字コウ田甲 5035 番地で地目は田、面積は 2,326 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 4 月 1 日から H40 年 3 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 100,000 円です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 15 番ですが、大字和食字コウ田甲 5034 番地で地目は田、面積は 3,617 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 4 月 1 日から H40 年 3 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 150,000 円です。場所については別紙図面④のとおりです。

　　受付番号 16 番ですが、大字和食字コウ田甲 5017 番地で地目は田、面積は 595 m²、甲 5018 番地で地目は田、面積は 651 m²、字藤田甲 5238 番地で地目は田、面積は 1,357 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 4 月 1 日から H40 年 3 月 31 日までの 10 年です。作付けはヤサイで

す。賃借料は無償です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号17番ですが、大字西分字門田甲5709番地で地目は田、面積は945㎡の内410㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年4月1日からH33年3月31日までの3年です。作付けはピーマンです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号18番ですが、大字西分字門田甲5709番地で地目は田、面積は945㎡の内535㎡です。譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年4月1日からH33年3月31日までの3年です。作付けはピーマンです。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

受付番号19番ですが、大字西分字福德甲6125番地で地目は田、面積は600㎡、甲6126番地で地目は田、面積は682㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年2月15日からH35年1月31日までの5年です。作付けはオクラです。賃借料は無償です。場所については別紙図面⑧のとおりです。

受付番号20番ですが、大字和食字大熊甲5004番地で地目は田、面積は4,199㎡の内3,000㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年4月1日からH50年3月31日までの20年です。作付けはナスです。賃借料は300,000円です。場所については別紙図面⑨のとおりです。

受付番号21番ですが、大字西分字鳥井甲5995番地で地目は田、面積は1,139㎡、甲5996番地で地目は田、面積は1,094㎡、甲5997番地で地目は田、面積は581㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間はH30年5月1日からH50年5月1日までの20年です。作付けはナスです。賃借料は1反当り4.3俵です。場所については別紙図面⑩のとおりです。

説明しました10件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定10件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 　　続きまして第 2 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 2 号議案 あっせん申し出について説明します。
受付番号 5 　3 月 5 日に地権者〇〇さんより、大字西分字井ノ本甲 6344 番地、地目田、面積 659 m²、甲 6345 番地、地目田、面積 1,424 m²、甲 6346 番地、地目田、面積 1,112 m²の土地を売りたいと申し出がありました。売りたい理由としては、管理が大変だからとのことです。単価については 500 万円以上でお願いしたいとのことです。
受付番号 6 　3 月 8 日に地権者〇〇さんより、大字西分字大久保甲 5571 番地、地目田、面積 2,291 m²の内 2,000 m²の土地の賃借のあっせんをお願いしたいと申し出がありました。賃借の理由としては、管理が大変だからとのことです。単価については相場でお願いしたいとのことです。

この 2 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。第 2 号議案について皆さんの意見を求めます。

議 長 　　受付番号 5 の事案については利用権設定期間中であるので、借主の方へ話を持っていきたいと思いますので地区担当の方にお任せしたいと考えますが私も一緒に交渉しに行きます。

吉永委員 　借主である方の地区担当になりますので交渉しに行くようにします。

松本委員 　私も一緒に交渉しに行くようにします。

議 長 　　それでは、この件を会長、吉永まり子委員、松本勇委員にお願いします。

議 長 　　第 3 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 3 号議案 非農地証明願について説明します。
受付番号 15 　申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字中畝乙 706 番地 1、地目は畑、現況は原野で面積は 446 m²です。申請理由は 30 年以上農地とし

で使用していない為。また、今後も耕作の予定はないとのこと。昨日に会長、岡村博委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石崎委員 今回の申請地は、30年以上耕作はしていないように見えますが、毎年草刈を行っており管理されているように見えました。

議 長 芸西村では15年以上耕作されていない土地には非農地証明を申請できるようになっています。確かに長年耕作していないのは見てうかがえるので難しい判断ですが許可したいと思いますがいかがでしょうか。

西笛委員 会長と昨日、現地確認を行った委員に判断は委ねたいと思います。

(ほか質問なし)

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第3号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第4号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。整理番号2 除外申請地の所在は馬ノ上字三角石4143番、地目は田で現況は畑で転用面積は720㎡の内12㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は携帯電話基地局を建設とのこと。県へは協議済であります。また、農地区分は第2種農地と判断します。昨日に会長、佐藤幸男委員、清速力生委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号3 除外申請地の所在は和食字東廣見乙306番1、地目は田で現況は田で転用面積は515㎡、乙306番2、地目は田で現況は田で転用面積は528㎡、乙307番、地目は田で現況は田で転用面積は613㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのこと。農地区

分は、県へも確認してもらい第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号4 除外申請地の所在は和食字東廣見乙309番1、地目は田で現況は田で転用面積は357㎡、乙309番2、地目は田で現況は田で転用面積は680㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、県へも確認してもらい第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号5 除外申請地の所在は和食字原田乙353番、地目は田で現況は田で転用面積は426㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号6 除外申請地の所在は和食字東音太郎甲4196番1、地目は田で現況は田で転用面積は495㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は、高規格道の建設の為、現在の住宅から立ち退かなければいけない為、新たな住宅を建設とのことです。農地区分は、赤野駅から概ね500m以内であることから第2種農地と判断します。昨日に会長、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員 受付番号3・4・5の申請地は県にも確認をされ第2種農地ということであり、また近辺でも太陽光発電の転用を行っているので転用することに問題はないと考えます。

山崎委員 受付番号6の申請地につきまして、赤野駅から概ね500m以内の第2種農地であり、高規格道路による立退きの影響による転用であるので問題ないと考えます。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第5号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更についての5件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 5 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については 5 件全て許可いたします。

議 長 続きますして第 6 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 2 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 45 分)

議事録署名委員

川田 忠宏

議事録署名委員

関川 裕二
